

社会福祉施設における安全衛生に関連する業務

利用者と職員の安全と健康を守るためには、多岐にわたる管理項目を実施しなければなりません。
下記の管理項目を参考に安全衛生業務に推進いただけますと幸いです。

1. 安全衛生に関する法令の遵守

●安全衛生管理体制の構築

衛生管理者や衛生推進者の選任、産業医や外部顧問の活用、安全衛生委員会を設置する。

●規程等の整備

就業規則・安全衛生規程等を整備・改定する。

●雇入れ時等の教育

雇入れ時や作業内容の変更時に安全衛生教育を行う。

2. 職員の安全衛生管理

●作業管理

労働時間管理、過重労働の是正、夜勤配置の安全配慮を行う。

妊娠婦・障害のある職員への作業面での配慮を行う。

●作業環境の管理

照度・換気・温度・湿度などの作業環境の管理を行う。

●健康管理

健康診断（一般）と事後措置、ストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策を行う。

●安全衛生計画 ※安全衛生計画の作成方法は別紙 1 参照

安全衛生計画の作成、実施、評価を実施する。

●職員の安全衛生教育の実施

職員向けの安全衛生教育を定期的に実施する。

●保護具の管理

手袋やエプロンなどの保護具の使用管理を行う。

●設備等の点検

建物・設備（避難経路、手すり、床材の滑り、福祉用具等）を点検する。

防火設備（消火器、火災報知器、避難経路）の設置・点検を徹底する。

●ノーリフティングケアの導入

人力による人の抱え上げは行わせない。やむを得ず人力により抱え上げるときは、適切な姿勢で、2名以上（身長差が少ない人同士）で行う。

※腰痛予防のための「ノーリフティングケア」を導入するためには、「4. その他 ●参考資料 ■腰痛予防に関する資料」を参照する

●労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の導入 ※OSHMSの説明は別紙 2 参照

これまでの安全衛生活動などを考慮して、無理のないレベルから OSHMS を構築する。

3. 労働災害防止

●リスクアセスメントの実施

リスクアセスメント（作業・設備）の定期実施と記録管理を行う。

●危険個所の改善・労働災害防止対策

リスクアセスメントの実施結果や過去の災害等から安全対策を検討・実施する。特に災害が多い転倒や腰痛防止対策を検討・実施することが望まれる。

●手順書等の整備

手順書・チェックリストを整備する。

●外出・送迎時の安全確保

車両点検、シートベルト・車椅子固定、送迎ルートの危険予知を実施して、外出や送迎時の安全を確保する。

4. その他

●参考資料

■安全衛生管理

社会福祉施設における安全衛生管理について

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/var/rev0/0110/7683/201391913422.pdf>



社会福祉施設の安全管理マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001400674.pdf>



社会福祉施設における安全衛生対策 腰痛対策・KY活動

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/shakai_a.pdf



高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000153894.pdf>



社会福祉施設における労働災害防止のために 好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001400680.pdf>



社会福祉施設の「見える化」による安全活動

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001400678.pdf>



エイジフレンドリーガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



■衛生委員会に関する資料

衛生委員会活性化テキスト

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1293/Default.aspx#Body>



産業保健の各種教材・マニュアル

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1293/Default.aspx>



■安全衛生教育、転倒防止・腰痛予防に関する動画

OSHMS普及促進ツール

<https://www.jisha.or.jp/info/field/oshms/about06.html>



転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>



社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=FHjo7o5KLuo>



■転倒防止に関する資料

転倒等リスク評価セルフチェック票

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001690867.pdf>



転倒災害防止のためのチェックシート

https://www.jisha.or.jp/Portals/O/resources/web_chk/pdf/tentou_bousi_checklist.pdf



転びの予防

<https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/>



転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>



転倒災害防止対策の推進について（職場のあんぜんサイト）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>



■腰痛予防に関する資料

腰痛予防対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31158.html



腰痛予防対策チェックシート

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465054.pdf>



腰痛を防ぐ職場の事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



高知家 まるごとノーリフティング 労働安全

<https://kochi-no-liftingcare.jp/safe/>



腰痛予防のためのノーリフティング手引書

<https://kochi-no-liftingcare.jp/wp-content/themes/noliftingcare/asset/img/kochi-model/manual.pdf>



腰痛予防（職場のあんぜんサイト）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo63_1.html



■その他

社会福祉施設における安全衛生対策に関する実態調査結果報告書（2016年3月）

<https://www.jisha.or.jp/info/research/report/07.html>



安全衛生計画の作成方法

職員の安全と健康を確保するためには、安全衛生に関する法令を守るだけでなく、施設で自主的な安全衛生活動を展開する必要があります。

その安全衛生活動をより効果的に進めるために、「誰が」「何を」「どこまで行うのか」を決めた安全衛生計画を立て、PDCA サイクル（P:計画－D:実施－C:評価－A:改善）を回して、安全衛生管理のレベルアップを図りましょう。

この資料では、PDCA サイクルを回すための安全衛生計画の実施項目の立て方を解説し、その例を示しています。これを参考に施設で安全衛生水準を向上させましょう。

●実施項目の立て方 ※添付・安全衛生計画を活用

実施項目には「課題解決型」と「行事实行型」と言われるものの 2 種類あります。PDCA サイクルという観点からは、「課題解決型」の項目が重要ですが、安全衛生活動を進める中では「行事实行型」の項目も必要となります。以下の資料を参考に設定してみましょう。

1. 課題解決型

職場の問題点を洗い出し、“職場のリスク低減”などの「課題」を 1 年（あるいは 1 年以内の期間）かけて解決を図るために設定する項目です。設定の手順は以下のとおりです。（）内は設定手順が PDCA のどれに該当するかを示しています。

- ① (P)前年度もしくはこれまでの災害、安全衛生上の問題点、職員からの要望を踏まえ「課題」を見つけ、その課題をどのようにしたいのか安全衛生目標を定めます。安全衛生目標は、達成の度合いが把握できるよう出来るだけ数値化してください。
- ② (P)その目標を達成するために実施すべき事項を決定し、具体的に何を行うのか実施事項内容を決定します。
- ③ (P)それぞれの実施事項をいつ、誰が行うのかを設定します。出来るだけ次年度計画の作成時期までに終了するようにしてください。
- ④ (P)計画は衛生委員会（安全衛生委員会）で検討し、実施事項等について職員の意見を反映させたものとしてください。
- ⑤ (D)毎月の衛生委員会（安全衛生委員会）で進捗確認を行います。進捗に遅れが生じている、目標未達の可能性がある場合は、改善等を図ります。実施した事項は必要に応じて記録を作成し保存してください。
- ⑥ (C)実施事項の評価を行います。効果的だったのか、そうでなかったのか、反省点はないかなど振り返りを行います。
- ⑦ (A)評価に対する改善策を衛生委員会（安全衛生委員会）で検討し、次年度の計画に反映させます。

【課題解決型 実施例】（《》内の数字は上記設定手順の番号）

- ・ある施設で昨年中に腰痛で休む事案が３件発生した。

→ 【目標設定】腰痛発生件数ゼロにする《①》

- ・目標達成のための実施すべき事項を以下のとおり決定する。《②、③》

2～3 月：腰痛を持っている職員がどの程度いるのか、またどの作業が腰に負担がかかっているのか、アンケートなどを使用し現状を把握する。その際、身体的要因と心理社会的要因のどちらの影響も把握すると良いでしょう。《⑤》

4～5 月：衛生管理者（衛生推進者等）が現状把握からリストアップされた作業のリスク見積りとリスクレベルの決定をする。《⑤》

5～6 月：衛生管理者（衛生推進者等）が５管理に沿って対策を検討《⑤》

〔５ 管理対策の例〕

- （ア） 作業環境管理：適切な温度や照度
- （イ） 作業管理：リフトやスライディングボードなどを使用した作業標準の作成
- （ウ） 健康管理：職場体操の導入
- （エ） 労働衛生教育：リーフレットの配布
- （オ） 総括管理：ヒヤリハットの収集

6～11 月：衛生管理者（衛生推進者等）が検討した対策の実施、残留リスクの対応《⑤》

11～12 月：衛生管理者（衛生推進者等）が対策の評価を行う。《⑥》

施設長は腰痛発生件数が減少したかどうか確認。《⑥》

（ア） 目標を達成できた場合 ⇒ 次年度以降も継続《⑦》

（イ） 目標を達成できなかった場合 ⇒ 取組が不十分だったと思われる点について対策ごとに改善を検討《⑦》

- ・リフトやスライディングボードなどの福祉器具の使用状況を見直す
- ・職場体操の実施内容や実施タイミングを見直す
- ・作業標準の施行状況を見直す
- ・体調確認の実施要領（体調チェック表の導入）
- ・就業形式の教育の導入 など

上記を検討したうえで、次年度の対策に反映させ、引き続き件数ゼロを目指す。

随時：災害発生状況を鑑み、職場のリストアップ、リスクレベル決定、対策の検討、対策の実施を行う。《⑤》

2. 行事实行型

職場の課題や季節等を考慮して月毎に実施する「行事」を決めて実行します。年間を通して PDCA サイクルを回すというものではありませんが、季節に合ったテーマ（熱中症、インフルエンザ、花粉症）や特にその月に啓発したいテーマを選定することで、効果的な安全衛生活動を行うことが可能です。

“月毎のテーマ例 “

- 1月 ・転倒予防
- 2月 ・花粉症対策
- 3月 ・切創予防
- 4月 ・安全衛生に関する基礎知識（職場での労働災害が多いものの説明：転倒、腰痛等）
- 5月 ・交通事故を含めた通勤災害の予防
- 6月 ・熱中症予防・食中毒対策
- 7月 ・ハラスメント対策
- 8月 ・ヤケド予防
- 9月 ・ストレスチェック／メンタルヘルス対策
- 10月 ・腰痛（動作の反動・無理な動作）予防
- 11月 ・インフルエンザ／感染症予防
- 12月 ・今年の安全衛生に対する取組結果及び来年の安全衛生目標

なお、行事实行型でも各テーマの中で PDCA サイクルを回すことは可能です。ここでは「安全衛生に関する基礎知識の教育」をテーマに PDCA サイクルを回す例を紹介します。()内は設定手順が PDCA のどれに該当するかを示しています。

- ① (P)前年度もしくはこれまでの災害、安全衛生上の問題点、職員からの要望を踏まえ、教育を行う「安全衛生に関する基礎知識」を定めます。
- ② (P)教育の効果を測る手段（教育後のアンケート、テスト、感想文）を検討し、可能であれば、どの程度の効果まで望むか、その目標を定めてください。また、その目標は達成の度合いが把握できるよう出来るだけ数値化してください。
- ③ (P)計画は衛生委員会（安全衛生委員会）で検討し、実施事項等について職員の意見を反映させたものとしてください。
- ④ (D)該当する月に実施します。
- ⑤ (C)②で決定した教育の効果を測る手段で、効果の有無を評価します。
- ⑥ (A)評価に対する改善策を衛生委員会(安全衛生委員会)で検討し、次年度の計画に反映させます。

【方針】

①

②

③

【目標】

①

②

③

前年度の概要

・労働災害の発生状況：休業災害〇件、不休災害〇件

・腰痛の発生件数が増加(2件→3件)

・

・

【実施内容】

重点実施事項	実施事項内容	実施目標	責任者	実施目標スケジュールと実績把握(上段:計画／下段:実績　○:実施を計画、●:実施済)												実績評価
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
施設のリスク低減 (腰痛災害の摘出と低減を目的としたリスクアセスメントの実施)	腰痛の発生状況把握	-	施設長	今年度(前年度)腰痛の発生状況の把握			災害発生状況を鑑み適宜実施									課題解決型の 実施例
						●リストアップ完了										
	リスクの見積りと取り組みリスクの決定	全部門で実施 (全職場漏れなく)	衛生管理者													
	リスク低減策の検討	挙げられたリスクについては全て対応	衛生管理者													
	リスク低減策の実施と評価	〃	衛生管理者													
	残留リスク対応	必要に応じて追加対策を実施	衛生管理者													
	対策の評価	実施した対策の効果を全て確認	衛生管理者													
	腰痛発生件数の確認	-	施設長													
安全衛生教育と職場自主活動の実施	月次重点テーマ実施	教育の実施と職場としての対応事項実施	施設長	衛生委員会(安全衛生委員会)の中で教育実施、職場で実践(別紙参照)												行事实行型の 実施例
				●	●	●										

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）とは

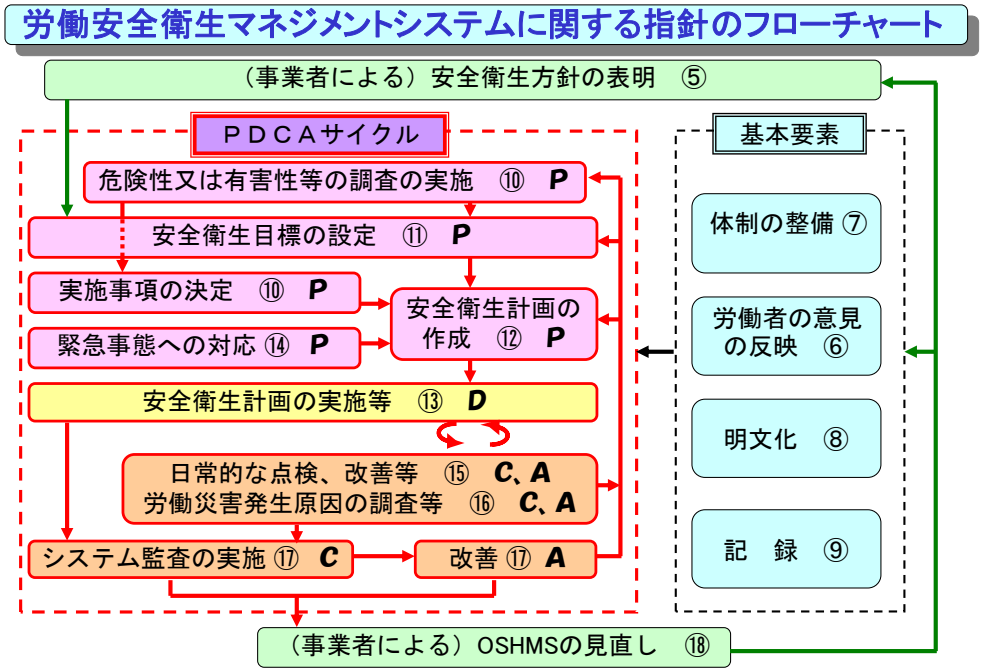
労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）は、事業者が労働者の協力の下に、「計画（P：Plan）－実施（D：Do）－評価（C：Check）－改善（A：Act）（PDCA）」という一連の過程を定めて、継続的に行う自主的な安全衛生管理の活動を促進することにより、事業場における労働災害の潜在的な危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とした安全衛生管理の仕組みです。

国内では厚生労働省が「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表、国際的には「ISO45001」が発行されており、OSHMS の導入により労働災害が減少する、導入後は安全衛生水準が向上するなどの効果があるシステムです。

PDCA サイクルを回していくことで、安全衛生水準を高めていくことが期待できますが、更にこれを昇華させて OSHMS の導入まで到達できれば、良好な職場関係のもとで良質なサービスを提供することにもつながりますので、ぜひ OSHMS を導入し、労働災害の防止のみならず、働く人すべてが健康で安全な職場の形成を目指しましょう。

●OSHMS の特徴

- ①経営トップが安全衛生方針を表明することで、事業運営と一体となって運用できます。
- ②労働者の意見を OSHMS に反映することで、組織的に取り組むことができます。
- ③OSHMS には、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）が組み込まれており、PDCA サイクルが回る仕組みとなっています。
- ④明文化、記録化により、安全衛生活動を確実に実施し、ノウハウを継承できます。
- ⑤危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施により、災害を起こす前の予防的管理が可能になります。



○数字：指針の条を示す

●OSHMS 導入に向けて

OSHMS は基本的に従来 of 安全衛生活動から移行可能なシステムです。これまでの安全衛生活動の蓄積などを考慮して、無理のないレベルからスタートし、PDCA サイクルを回す中で徐々に中身を充実させていくことで、システムの構築を実現することができます。

①事業者による導入宣言と方針の表明

初めて OSHMS を導入する事業場は、事業者がキックオフ宣言をし、事業場が一丸となって OSHMS を推進する機運を高めましょう。

②体制の整備、人材の養成

OSHMS を構築し、運用を推進する部署（担当者等）を決めます。また、システムの運用に必要な各管理者（理事長、施設長、課長等）※、リスクアセスメント担当者、内部監査者など OSHMS の運用に必要な担当者を決めるとともに、研修や OJT 等で人材も育成します。

※OSHMS に基づき各事業所や現場で安全衛生活動等を推進していくうえで組織の管理体制と同様、OSHMS についても課内の活動は課長が、施設の活動は施設長がというようにライン管理をしていく体制が求められている。

③現状把握と構築

事業場が実施している安全衛生管理・活動に関する規程類、記録、実際の活動と厚生労働省 OSHMS 指針等で要求していることを比較します。指針等で要求していることに対して足りない事項を補い OSHMS を構築していきます。

④OSHMS の運用

事業者が安全衛生方針を表明し、労使で話し合い安全衛生目標を作成します。目標を達成するための安全衛生計画をたて、具体的に運用します。目標の達成度や活動の効果はシステム監査で評価し、必要があれば OSHMS の改善を行います。

【参考】

中災防ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/info/field/oshms/about01.html>

